

○内閣府令第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第12号（第41条関係） 第 号 警備員指導教育責任者資格者証 警備業務の区分 氏 名 年 月 日 生 警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者としての 資格を有する者であることを証する。 年 月 日 公 安 委 員 会 印 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 中央部に日章の地模様を入れる。	改 正 後
別記様式第12号（第41条関係） 第 号 警備員指導教育責任者資格者証 警備業務の区分 本 籍 氏 名 年 月 日 生 警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者としての 資格を有する者であることを証する。 年 月 日 公 安 委 員 会 印 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 中央部に日章の地模様を入れる。	改 正 前

警備員指導教育責任者 機械警備業務管理者		資格者証交付申請書	
警備業法施行規則 第42条第1項 第63条第1項において準用する同令第42条第1項	の規定により		警備員指導 機械警備業
教育責任者 務 管 理 者			
資格者証の交付を申請します。			
公安委員 殿		年	月
日		日	

「管理指導所指導責任者資格者証の交付を受けようとする場合」

受けようとする管理指導所指導責任者資格者証に添った管理業務の区分	1号	2号	3号	4号
記載事項				
1 ※印欄には、記載しないこと。				
2 不要の文字は、構想で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。				
3 欄の1欄は、管理指導所指導責任者資格者証又は技能指導者資格者証の欄を空にした者のみである。				
4 受けようとする管理指導所指導責任者資格者証に添った管理業務の区分「1号」とは法第10条第1項第1号の「1号」を指し、受けようとする管理指導所指導責任者資格者証に添った管理業務の区分「3号」とは同項第3号の「3号」を指し、受けようとする管理指導所指導責任者資格者証に添った管理業務の区分「4号」とは同項第4号の管理業務の区分をいふ。				

警備員指導教育責任者 候補警備業務管理者		資格者証交付申請書	
警備業法施行規則	第4条第1項 第6条第1項において準用する同令第4条第1項	の規定により	警備員指導 候補警備
教育責任者 業務管理者			
資格者証の交付を申請します。			
		年	月
		日	

(管領員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする場合)

受けるようとする管領員指導教育責任者資格者証に係る管領業務の区分	1号	2号	3号	4号
記載事項	※印欄には、記載しないこと。 ① 不要の文は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 ② 申請書類の記載は、管領員指導教育責任者講習又は候補者講習受講者講習の記録とを照し、誤りがないこととする。			
③ 受けるようとする管領員指導教育責任者資格者証に係る管領業務の区分	申請中の「1号」と「第1号第1項第1号の管領業務の区分」と「2号」とは同項2号の「管領業務の区分」、「3号」とは同項2号の「管領業務の区分」と「4号」とは同項2号の「管領業務の区分」と。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 号

機銃警備業務管理者資格者証

氏 名

年 月 日 生

警備業法第42条第1項に規定する機銃警備業務管理者としての
資格を有する者であることを証する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日章の地模様を入れる。

第 号

機銃警備業務管理者資格者証

本 籍

氏 名

年 月 日 生

警備業法第42条第1項に規定する機銃警備業務管理者としての
資格を有する者であることを証する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日章の地模様を入れる。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、
当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。